



新型コロナウイルスワクチン住民接種 タクシー利用料金助成事業のお知らせ



この制度は70歳以上の方で、集団接種会場までの移動手段がない方に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、未接種や移動時の感染リスクを下げることを目的にご利用いただけます。

対象

対象は、次の①～⑤のすべてに該当し、集団接種会場への移動手段に支障がある人です。ただし、やむを得ない事情の場合には対象となる場合がありますのでご相談ください。

- ① 本市内に在宅し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている人
- ② 市税などの滞納がない人
- ③ 令和4年4月1日時点で70歳以上の人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）
- ④ 同一世帯内に、自動車を保有し、かつ、運転免許証の交付を受けている人がいない人
- ⑤ 生活保護法の被保護世帯に属していない人



助成券申請・利用期間 ※ご利用には必ず事前に申請が必要です。

申請に必要なものは裏面にありますご確認ください。

申請受付期間

令和3年3月29日（月）～（平日午前8時30分～午後5時15分）

申請受付場所

- ・御殿場市役所長寿福祉課（東館1階）
- ・市役所各支所 ・駅前サービスセンター



助成券利用期間

令和3年4月1日（木）～令和3年10月31日（日）（予定）

※タクシー券の利用は、接種当日のみ有効です

助成券利用条件

- ・**発着場所を集団接種会場限定**とします。
- ・乗車方法は通常のタクシーと同じです。
- ・御殿場市高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業と併用できます。
- ・降車時に利用したい金額分の助成券と残りの料金をお支払いください。
- ・助成券のみでの支払いの場合、おつりは出ません。
- ・1回あたりの使用枚数の制限はありません。



申請に必要なもの

- 申請書に必要な事項を記入して申請してください

※申請書は御殿場市役所長寿福祉課、市役所各支所、駅前サービスセンターにあります。

- 本人確認ができるもの

(例) 後期高齢者医療被保険者証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、個人番号カードなど
※郵送の場合は写しを同封。ただし、被保険者番号等の番号はマスキングなどで見えないようにしてください。

- 認印

代理の方による申請（委任欄への記入が必要）や郵送による申請もできます。

※既に高齢者等タクシー及びバス利用料金助成券の交付を受けた人については別途申請書を送付します。同封の返信用封筒にて返送してください。



助成券の交付について



申請後、郵送で通知書と助成券 [100円券×100枚 (10,000円)] が交付されます。
(不交付の場合は通知書のみ郵送されます。)

- 交付は期間中1回のみです。
- 再交付はできません。
- 他人に譲渡できません。
- 対象非該当になると失効します。
- 不正行為があった場合は相当額を返還していただきます



申請の状況により助成券の交付に日にちがかかる場合があります。早めに申請してください。



利用できるタクシー事業者

タクシー		介護タクシー	
御殿場タクシー(株)	0550-82-1234	社会福祉法人 十字の園	0550-83-1999
こだまタクシー(有)	0550-82-2740	訪問介護 ほたる	0550-88-2707
富士急静岡タクシー(株)	0120-249-003	ケアステーションゆめ	0550-83-5800
光タクシー(株)	0550-82-2777	(有)アイティ介護サービス	0550-76-3322
安全タクシー(有)	0120-090-431	介護福祉タクシーみつは	080-5816-0328
(株)ミツワタクシー	0120-328-365	介護タクシーくるくる	0550-84-9696

【問い合わせ先】

御殿場市役所 健康推進課
長寿福祉課

TEL 0550-82-1111
TEL 0550-83-1463

